

# 令和8年度多賀城市木造住宅耐震診断等支援事業 本申請等の手引き

## 1 制度概要

市内にある木造住宅の耐震診断を希望する場合に市で耐震診断士を派遣し、耐震診断を行います。

## 2 対象となる要件

次に掲げる要件をすべて満たすものが対象となります。

- ・平成12年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅。
- ・在来軸組工法または桝組壁工法（ツーバイフォー）により建てられている住宅。
- ・階数が3階までの住宅
- ・過去に多賀城市の木造住宅耐震診断等支援事業（これに類する市の事業を含む。）の利用を受けていないこと。

※次の事項にあてはまる場合は補助を受けることができません。

- ・申請者が暴力団員または暴力団員と関係を有している者である場合。

## 3 補助金額

木造住宅の延べ床面積	耐震診断等に要する費用	市の負担額（補助金額）	利用者負担額（実際に払う金額）
200㎡以下	150,800円 (133,100円)	142,400円 (125,600円)	8,400円 (7,500円)
200㎡を超え 270㎡以下	161,300円 (142,600円)		18,900円 (17,000円)
270㎡を超え 340㎡以下	171,700円 (152,000円)		29,300円 (26,400円)
340㎡を超える	182,200円 (161,400円)		39,800円 (35,800円)

- 備考 1 表中の（ ）内の額は、耐震改修計画を作成しない場合の額を示します。  
※通常は耐震改修計画を作成する形となるので、カッコ無しの金額となります。  
2 表中の額には、消費税及び地方消費税額が含まれます。

## 4 本申請の手続き

### (1) 利用申請手続き (本申請)

令和8年6月30日から本申請の受付を開始いたしますので、都市計画課建築宅地係窓口へ交付申請書を提出願います。提出する書類は次のとおりです。

- ・多賀城市木造住宅耐震診断等支援事業利用申請書 (様式第1号)
- ・令和8年度の固定資産税・都市計画税納税通知書兼課税明細書の写しまたは建築確認申請検査済証 (検査済証の住所が現在の住所と表記が異なる場合は登記事項証明書 (全部事項証明書) も添付してください。)
- ・位置図 (住所がわかるもの。ネット上で無料公開されている多賀城市わが街ガイドの地図または地理院地図の写しを利用することも可能です。)

### (2) 利用決定

利用申請書提出後、市の審査を経て、**利用決定通知書を申請者に送付**いたします。その後に**耐震診断士から申請者に電話連絡をして、耐震診断日時**の調整を行います。

なお、耐震診断は点検口や天袋、押入れ等を目視可能な範囲において調査するため、点検口等をふさいでいる家具類の移動等は不要です。

## 5 耐震診断後

### (1) 耐震診断完了の報告

耐震診断の完了後、耐震診断士が**耐震診断結果報告書**を持参し訪問いたします。申請者に対して**診断内容の説明**を行い、**報告書を申請者に渡**します。

### (2) 耐震診断費用の支払

申請者は**耐震診断結果報告書**の受取と引き換えに延床面積に応じた**耐震診断費用 (8,400円～39,800円)**を耐震診断士にお支払い願います。当該支払いをもちまして、本業務は終了となります。